

健康保険法による保険指定期間の確認を希望される方へ

下記帳票の自院情報を参照頂き、確認することが可能です。

下記帳票の見方について

指定期間始の日付が現在の指定有効始期になります。その6年後の前日が終期です。

下記例では 項番1の■■クリニックはH24. 5. 1~H30. 4. 30が指定期間となります。

同様に 項番2の■■診療所はH21. 11. 1~H27. 10. 31が指定期間となります。

コード内容別医療機関一覧表

[平成27年2月1日現在 医科 現存/休止]

平成27年2月2日作成

1 頁

項番	医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	電話番号 / 勤務医数	開設者氏名	管理者氏名	指定年月日 登録理由 指定期間始	病床数 / 診療科名	備考
1	000,000,0	■■クリニック	〒464-0819 名古屋市千種区XX-XX	052-781-000 常勤: 1 (医 1)	厚生 太郎	厚生 太郎	昭60. 5. 1 平24. 5. 1	内 皮 婦	診療所 現存
2	010,000,0	■■診療所	〒464-0819 名古屋市千種区XX-XX	052-751-000 常勤: 1 (医 1)	厚生 次郎	厚生 次郎	平15. 11. 1 平21. 11. 1	内 小	診療所 現存